

スポーツ仲裁機構自動応諾条項の採択までの手順

①連盟・協会内でどのような内容で自動応諾条項を採択するか検討

【例文】〇〇〇連盟・協会のする決定に対する不服申立は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の『スポーツ仲裁規則』に従ってなされるスポーツ仲裁により解決されるものとする。

詳しくは別添の「自動応諾条項の採択についてのQ&A」や日本スポーツ仲裁機構HP (<http://www.jsaa.jp>) を参考にしてください。

②上記の条項を連盟・協会の理事会等で採択

③採択された条項と様式を和歌山県体育協会に提出
(その際に理事会等で制定された条項はメール)

【提出先】〒640-8262 和歌山市湊通丁北1丁目2番地1 公益社団法人和歌山県体育協会あて
E-mail : waka-taikyo06@wakayama-taikyo.or.jp

④和歌山県体育協会から日本スポーツ仲裁機構へ報告